

富士市公告第 2 5 9 号

次の業務について、公募型プロポーザルに係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和 8 年 7 月 31 日

富士市長 金指 祐樹

1 業務概要

(1) 業務名

令和 8 年度（仮称）富士駅北口駅前公益施設新築工事实施設計技術協力業務委託

(2) 業務内容

本業務は、（仮称）富士駅北口駅前公益施設新築工事の実施設計全般に係る技術提案、施工実施方針及び施工計画の検討等の設計技術協力を行うものである。詳細については、「（仮称）富士駅北口駅前公益施設新築工事实施設計技術協力業務委託特記仕様書」のとおりとする。

(3) 履行期間 契約締結の翌日から令和 9 年 3 月 29 日（月）まで

(4) 支払限度額 16,060,000 円（消費税及び地方消費税額を含む。）

(5) その他

本業務は、建築物の品質の向上、適正なコスト管理及び円滑な事業の推進等の観点から、施工者の持つ高度な技術を実施設計に取り入れるとともに、設計段階から施工計画の検討を行うことにより、遅延することなく事業を実施することを目的として、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成 17 年法律第 18 号)第 18 条に基づく、「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」の技術協力・施工タイプを採用するものである。

なお、本業務の受託者は、業務委託完了後に、富士市と（仮称）富士駅北口駅前公益施設新築工事契約の価格交渉を行い、交渉が成立した場合には、富士市議会の議決後に、富士駅北口駅前公益施設新築工事の請負契約を締結する予定である。

2 参加資格要件

単体企業又は共同企業体の参加を可とする。共同企業体にて参加の場合は、2-1（共同企業体の要件）によるものとし、単体企業にて参加の場合は、2-1(2)ア（代表構成員）の資格要件を満たすこと。

2-1 共同企業体の要件

次に掲げる条件を全て満たす「特定建設工事共同企業体」であること。

(1) 甲型特定建設工事共同企業体の資格要件

条 件	左記の詳細
①構成員の数	3社以内
②構成員の組合せ	建築JVにおける構成員の組み合わせは以下のとおりとする。 ・2-1(2)アに記載する代表構成員の資格要件を満足する1者と2-1(2)イに記載するその他構成員の資格要件を満足する2社以内の組み合わせ。
③結成方法	自主結成とする。各JVは、特定建設工事共同企業体協定書により、共同施工方式の甲型企业体を結成する。
④出資比率	共同企業体の代表者の出資比率は、構成員中最大であること。出資比率の最小限度基準はその他構成員が2社の場合は30%以上、3社の場合は20%以上とする。

(2) 建築JVにおける構成員の参加資格

ア 代表企業

条 件	左記の詳細
①富士市建設工事競争入札参加資格の登録	令和8年度富士市競争入札参加資格登録者（建築一式工事）であること。又は、令和8年12月18日までに富士市競争入札参加資格（建築一式工事）の審査登録申請を行うこと。
②許可の種類	建築工事業に係る特定建設業の許可
③経営事項審査の総合評定値	建築一式工事に係る経営事項審査結果（審査基準日が参加表明日より1年7ヶ月以内のもの）の総合評定値1,200点以上
④配置予定技術者	次の要件を満たす技術者を配置すること。 a 管理技術者 ・一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する者 ・参加表明書提出日以前に代表企業の組織に属していること。 ・設計技術協力主任技術者（建築）と兼ねることができる。 b 設計技術協力主任技術者（建築） ・一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有すること。 ・参加表明書提出日以前に代表企業の組織に属していること。
⑤その他の条件	2-2 その他共通資格要件に記載のとおり。

※施工時の配置予定技術者については、工事契約時に定める。

イ その他の構成員

条 件	左記の詳細
①富士市建設工事競争入札参加資格の登録	令和８年度富士市競争入札参加資格登録者（建築一式工事）であること。又は、令和８年12月18日までに富士市競争入札参加資格（建築一式工事）の審査登録申請を行うこと。
②許可の種類	建築工事業に係る特定建設業の許可
③経営事項審査の総合評定値	建築一式工事に係る経営事項審査結果（審査基準日が参加表明日より１年７ヶ月以内のもの）の総合評定値 800 点以上
④その他の条件	２－２ その他共通資格要件に記載のとおり。

２－２ その他共通資格要件

① 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
② プロポーザル参加表明書等の提出期限の日までに、「富士市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」又は「富士市物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
③ 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。 a 役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められる者 b 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者 c 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者 d 役員等が直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者 e 前各項目に規定するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

④ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てをしていない者及びこれらの申立てがなされていない者であること。
⑤ 国税及び地方税に滞納の無いこと
⑥ 以下に掲げる設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。 ＜実施設計業務等の受託者＞ アール・アイ・エー・マウントフジアーキテクツスタジオ設計共同企業体 a 株式会社アール・アイ・エー 東京都港区港南1-2-70 品川シーズンテラス28階 b 株式会社マウントフジアーキテクツスタジオ一級建築士事務所 東京都渋谷区代々木5-59-5 清水代々木ビル2F ＜当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者＞ a 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の100 分の50 を超える出資をしている建設業者 b 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
⑦ 以下に掲げる発注支援業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。 ＜発注支援業務等の受託者＞ 日建設計CM・浜銀総合研究所共同企業体 a 日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社 東京都港区赤坂二丁目4番6号 赤坂グリーンクロス12F b 株式会社浜銀総合研究所 神奈川県横浜市西区みなとみらい3丁目1番1号 ＜当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者＞ a 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の100 分の50 を超える出資をしている建設業者 b 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

3 関係資料等の交付

(1) 交付期間

令和８年７月３１日（金）午後２時から同年９月１５日（火）の午後４時まで

(2) 交付書類

- ア (仮称) 富士駅北口駅前公益施設新築工事実施設計技術協力業務委託公募型プロポーザル実施要領
- イ (仮称) 富士駅北口駅前公益施設新築工事実施設計技術協力業務委託公募型プロポーザル技術提案書等作成要領
- ウ 技術提案書等作成様式集
- エ (仮称) 富士駅北口駅前公益施設新築工事実施設計技術協力業務委託公募型プロポーザル技術提案書等評価要領
- オ (仮称) 富士駅北口駅前公益施設新築工事実施設計技術協力業務委託特記仕様書
- カ (仮称) 富士駅北口駅前公益施設新築工事に関する基本協定書 (案)
- キ (仮称) 富士駅北口駅前公益施設新築工事に関する三者協定書 (案)
- ク (仮称) 富士駅北口駅前公益施設新築工事に関する価格等合意書 (案)
- ケ (仮称) 富士駅北口駅前公益施設新築工事実施設計 実施設計図書 (先行段階)
(令和 8 年 3 月)
- コ (仮称) 富士駅北口駅前公益施設工事 工事スケジュール(案)
- サ 関連事業全体工事スケジュール(案)

(3) 交付場所及び交付方法

富士市ウェブサイトからの入手を原則とする。なお、富士市ウェブサイトの URL は、次による。

<https://www.city.fuji.shizuoka.jp/1040250000/p005503.html>

ただし、ケからサは、富士市都市整備部市街地整備課（市庁舎 7 階）にて資料が記録されている CD-R の貸し出しを行う（日曜日、土曜日及び祝日を除く、午前 9 時から午後 4 時まで。）。貸出しは 1 者 1 回とし、貸出し後は速やかに返却すること。

4 実施要領及び特記仕様書に対する質問

プロポーザル実施要領及び特記仕様書に係る質問及び回答については、下記のとおりとする。

- (1) 受付期間 令和 8 年 8 月 3 日（月）午後 2 時から同年 8 月 21 日（金）午後 4 時まで
- (2) 受付方法 説明書及び特記仕様書に対する質疑回答（様式第 4 号）に記入の上、電子メールで送付すること。

また、質問書を送信した場合は、事務局へ電話にてその旨連絡すること。

なお、電子メール以外での質問は一切受け付けないものとする。

メールアドレス to-shigaichi@div.city.fuji.shizuoka.jp

電話番号 0545-55-2797（直通）

- (3) 質問回答日 令和 8 年 8 月 28 日（金）

- (4) 回答方法 富士市ウェブサイトに掲載する。
- (5) その他 質問に対する回答内容は、(仮称) 富士駅北口駅前公益施設新築工事実施設計技術協力業務委託公募型プロポーザル実施要領の追加又は修正として取り扱うものとする。

5 資格審査書類の提出

- (1) 提出期間 令和8年8月7日(金) から同年9月15日(火) の午前9時から午後4時まで
- (2) 提出先 富士市都市整備部市街地整備課(市庁舎7階)
- (3) 提出方法 持参(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)又は郵送(提出期限までに必着のこと)
- (4) 提出書類 指定の様式による。

6 手続日程

- (1) 令和8年 7月31日(金) 公告
- (2) 令和8年 8月21日(金) 実施要領及び特記仕様書に関する質問書の受付締切
- (3) 令和8年 8月28日(金) 実施要領及び特記仕様書に関する質問回答への回答
- (4) 令和8年 9月15日(火) 資格審査書類の提出期限
- (5) 令和8年 9月24日(木) 資格審査結果通知
- (6) 令和8年 10月20日(火) 技術提案書及び実施設計書に関する質問書の受付締切
- (7) 令和8年 11月10日(火) 技術提案書及び実施設計書に関する質問への回答
- (8) 令和8年 12月23日(水) プロポーザル参加辞退届の提出期限
- (9) 令和8年 12月24日(木) 技術提案審査書類の提出期限
- (10) 令和9年 1月中旬(予定) 技術提案プレゼンテーション及びヒアリング
- (11) 令和9年 1月中旬(予定) 優先交渉権者の特定等結果通知
- (12) 令和9年 2月上旬(予定) 契約

7 その他(留意事項)

- (1) 提出期限後における書類の追加、修正及び再提出は原則認めない。
- (2) 技術提案書等の内容は、提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。
- (3) 技術提案書等に記載した配置予定の技術者、原則として変更できないこととする。
ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの承諾を得ること。
- (4) 提出された書類は返却しない。また、提出された参加表明書及び技術提案書は、ヒアリング以降の対象者の選定又は契約予定者の選定以外に提出者に無断で使用しない。なお、選定された技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。

- (5) 書類の作成に用いる言語は日本語とし、企画提案書等の一部に日本語以外の言語を使用する場合は、同一ページ内に注釈を付けること。
- (6) 審査委員が、特段の専門知識を有しなくても評価が可能な提案書を作成すること。
なお、やむを得ず専門用語を使用する場合については、一般用語を用いて脚注を付記するなど、審査委員が理解しやすいものとする。
- (7) 文字の大きさは、原則として 10.5 ポイント以上とすること。
- (8) 技術提案書については、下段余白中央にページ番号を付すこと。
- (9) 詳細は、上記 3 により交付する（仮称）富士駅北口駅前公益施設新築工事実施設計技術協力業務委託公募型プロポーザル実施要領に定めるとおりとする。